

宮城県公安委員会審査請求手続規則

平成28年3月31日
宮城県公安委員会規則第5号

宮城県公安委員会審査請求手続規則を次のように定める。

宮城県公安委員会審査請求手続規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(物件の提出の方法)

第3条 法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「令」という。）及びこの規則の規定による審査庁（法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。）への書類その他の物件の提出は、警察本部長を経由して行うものとする。

(総代の互選の命令の方式等)

第4条 法第9条第3項又は個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参加の許可の通知等)

第5条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(補正の命令の方式)

第6条 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

(執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等)

第7条 法第25条第3項の規定による処分庁（公安委員会を除く。）の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第25条第2項又は第3項の規定による執行停止をしたときは、審

査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

（執行停止の取消しの通知）

第8条 審査庁は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審査請求の取下げの通知等）

第9条 審査庁は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第25条第2項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第32第1項若しくは第2項又は法第9条第3項若しくは個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請求書（別記様式第1号）と引換えに行わなければならない。

（処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式）

第10条 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

（反論書等を提出すべき期間の通知）

第11条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めるときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（意見の陳述の機会供与の通知の方式等）

第12条 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

（補佐人同伴の許可の通知）

第13条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（証拠書類等を提出すべき期間の通知）

第14条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第15条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項若しくは個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項若しくは個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場合において行われる場合であつて、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第16条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項若しくは個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録(別記様式第2号)を作成しなければならない。

- (1) 事案の件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出人の氏名及び住所
- (4) 提出を受けた書類その他の物件の種目

2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第9条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第17条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項若しくは個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第18条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適

用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。

- 3 第15条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第12条第2項の規定は口頭による法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第19条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

- 3 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

- 4 第15条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第20条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

- 3 第15条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第12条第2項の規定は口頭による法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第21条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

- 2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適

用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

- 3 第12条第2項の規定は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第22条 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

- 2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書(別記様式第3号又は別記様式第3号の2)を送付して行うものとする。

- 3 手数料条例(平成12年宮城県条例第19号)第2条第1項の表297の項に規定する手数料の徴収は、提出書類等謄写手数料納付書(別記様式第4号)により行うものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第23条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

第24条 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達の方式等)

第25条 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

- 2 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第26条 第9条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。

(警察本部長への委任)

第27条 法、令及びこの規則に定めるもののほか、審査請求に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

附 則(令和元年9月27日公安委員会規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和3年3月30日公安委員会規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月31日公安委員会規則第8号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第9条、第16条、第26条関係）

還 付 請 書

第 号
年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住所

氏名

下記の目録の物件の還付を受け、受領しました。
記

目 録			
番 号	種 目	数 量	備 考

取扱者 官職

氏名



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第16条関係）

提出物目録

第 号
年 月 日

住所

氏名 殿

宮城県公安委員会 印

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により
、下記のとおり を受領した。

記

事案の件名			
提出人	氏名		
	住所		
提出を受けた年 月 日	年 月 日		
目 録			
番号	種 目	数 量	備 考

取扱者 官職 氏名 印

（提出者への注意事項）提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号（第22条関係）

提出書類閲覧日時等指定書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

につき、 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第3項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。

記

1 閲覧の日時

2 閲覧の場所

（注意事項） 閲覧の際は、この指定書を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号の2（第22条関係）

提出書類閲覧日時等指定書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

につき、 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第3項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。

1 閲覧の日時 記

2 閲覧の場所

（注意事項） 閲覧の際は、この指定書を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第22条関係）

提出書類等謄写手数料納付書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

納付者

住所

氏名

手数料条例（平成12年宮城県条例第19号）第2条第1項の規定により、金 円を手数料として納付します。

宮 城 県 収 入 証 紙 貼 付 欄

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。